

E S D活動支援企画運営委員会設置要綱

平成28年3月

E S D活動支援センター長決定

(設置)

第1条 「E S D活動支援企画運営委員会」(以下「委員会」という。)は、E S D活動支援企画運営準備委員会の活動を継承・発展させるために設置する。

(目的)

第2条 委員会は、「E S D推進ネットワークの構築に向けて」(平成28年3月、E S D活動企画運営準備委員会、文部科学省、環境省)を踏まえ、E S D推進ネットワーク全体の基本的方向を議論するとともに、E S D活動支援センター(以下「センター」という。)に対する指導・助言等を行うことを目的とする。

(委員会の職務)

第3条 委員会は、E S D推進ネットワーク及びセンターに関する以下の事項について議論を行うとともに、センターに対して指導・助言等を行う。

- (1) E S D推進ネットワーク全体の基本的方向に関すること
- (2) センターの事業計画や個別事業に関すること
- (3) センターの事業評価に関すること
- (4) その他、E S D推進ネットワーク及びセンターに必要な事項に関すること

(委員会の構成等)

第4条 委員会は、15名以内の委員で構成する。

2 前項の委員会の委員は、次に掲げる者の内からセンター長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) E S D実践者(自治体、NGO/NPO、企業、教育機関、等)
- (3) その他

3 委員会は、委員に加え、文部科学省及び環境省の担当者、センター代表者が出席して行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の役員)

第6条 委員会に委員長1名および副委員長2名以内を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。
- 6 委員長、副委員長ともに事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 委員長は、定例委員会を年2回召集する、

- 2 委員長は、必要に応じて、臨時委員会を招集する。
- 3 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(公開)

第8条 委員会は、原則公開とする。

(運営細則)

第9条 委員会は、委員会の運営に必要な細則を定めることができる。

(事務局)

第10条 委員会の庶務は、センターが行う。